

## 第4回 中国共産党の「一国二制」と香港・台湾 一梨の木ピース・アカデミー

(概要) 中国共産党に対する批判で大きな比重を占める香港問題(「民主化弾圧」と台湾問題(民進党当局に対する敵対姿勢)。中国共産党が「一国二制」を提起した背景及び目的を改めて確認し、その上で「一国二制」の具体化である香港「基本法」と中台間の「九二共識」の意味を考える。その上で、“香港の「民主化運動」及び蔡英文当局が志向する「台湾独立」並びに両者を支援する米日を筆頭とする「国際世論」は首肯されるべき”であり、“中国共産党は非難されるべき”なのかを検証する。

### 1. 「一国二制」:提起の背景及び目的

#### (1)台湾(及び香港+マカオ)の問題の本質:「領土問題」

多くの日本人は、“尖閣・竹島・北方領土”が「日本の固有の領土」であり、尖閣については中国の主張を退け、竹島と「北方領土」については韓国とロシアが日本に返還するべきだ”とする日本政府の主張に納得し、これを支持しています(ポツダム宣言を受諾して敗戦を受け入れた日本にはそのように主張する権利はないのですが、ここでは深入りしません)。その多くの日本人が、バイデン政権の支持を背景に中国からの「独立」を主張・画策する台湾の蔡英文当局を支持・同情し、アメリカの公然とした「テコ入れ」を受けて中国に対する政治闘争を行った香港の「民主化運動」を支持・声援し、中国の台湾・香港政策を厳しく批判します。そこでは、台湾(及び香港)の問題の本質が「領土問題」であるという認識・視点はすっぱり抜け落ちていきます。したがって、ここではまず、台湾(及び香港+マカオ)の問題の本質が「領土問題」であることを確認する作業から始めたいと思います。“人権・デモクラシーにかかわる問題に関しては、国境は関係ない。市民の連帯の問題である。”という主張については、後ほど取り上げます。

#### ○台湾

台湾が古い時代から中国の領土であったという史実については、2006年2月に中国政府が公表した「中国問題と中国の統一」と題する白書にまとまった紹介があります。「前文」は次の書き出しで始まっています。至極まっとうな指摘です。

「国家の統一と領土保全を守ることは主権国家の神聖な権利であり、また、国際法の基本原則でもある。国連憲章は、国連及びすべての加盟国は、いかなる(加盟)国の領土保全又は政治的独立に対する干渉も・慎まなければならない(浅井:第2条4)し、本質上いずれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉することもできない(浅井:同条7)、と明確に定めている。また、「国際連合憲章に従った国家間の友好関係及び協力についての国際法の原則に関する宣言」(浅井:1970年)も、「国の領土保全又は政治的独立の破壊を目的とするいかなる企ても・国際連合の目的と両立しない」と定める。」

そして白書は、「中国の近代史は、侵略され、分割され、凌辱された歴史であり、台湾問題の発生と展開はこの歴史と密接な関係がある」と指摘した上で、台湾が中国の不可分な一部であることを史書・文献の記載に基づいて以下のとおり明らかにしています。

#### (大陸からの移住者)

\*台湾は古くは夷州、流求と呼ばれ、三国時代(臨海水土志)に早くも記載がある。

\*3世紀から7世紀にかけて、孫権が樹立した呉政権及び隋朝政府が前後して人を派遣。

\*17世紀以後、中国人による台湾開拓規模が拡大し、17世紀末には大陸からの開拓者が10万人を超えた。

\*1893年(清光緒19年)には、開拓移民者数は50.7万戸超、254万人余となり、200年間に25倍となった。

#### (行政機構)

\*12世紀中葉に、宋朝政府は澎湖に駐兵、同地区を福建泉州晉江県管轄とする。元朝は、澎湖に「巡檢司」(行政管理機構)を設置、明朝も「巡檢司」を復活して外敵に備えた。

\*1662年(康熙元年)、鄭成功が台湾に「承天府」を設ける。

\*1684年(康熙23年)、「台湾府」を設け、その下に「台湾」(今日の台南)、「鳳山」(今日の高雄)、「諸羅」

(今日の嘉義)3 県を設け、福建省管轄とする。

\*1727 年(雍正 5 年)、「台湾」を統一名称とする。

\*1885 年(光緒 11 年)、新政府は台湾を単一省に指定。

#### (植民地支配)

\*1624 年、オランダが台湾南部を占領。

\*1626 年、スペインが台湾北部を占領。

\*1642 年、オランダがスペインに代わって台湾北部を占領。

\*1661 年(清順治 18 年)、鄭成功がオランダ植民者を駆逐。

#### (日本支配)

\*1894 年、日本が日清戦争(中国語:‘甲午戦争’)を発動。

\*1895 年、清政府敗北、「下関条約」(中国語:‘馬関条約’)で台湾を割譲。

\*1937 年、中国政府は「対日宣戦布告」で中日関係に関するすべての条約の廃止を宣言するとともに、「台湾、澎湖、東北 4 省の収復」を宣言。

\*1943 年 12 月 1 日、カイロ宣言:「同盟国の目的は、満洲、台湾及澎湖島の如き日本国が清国人より盗取したる一切の地域を中華民国に返還することに在り」

\*1945 年 7 月 26 日、ポツダム宣言:「八、「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク」

\*1945 年 9 月 2 日、「降伏文書」:「「ポツダム」宣言ノ条項ヲ誠実ニ履行スルコトヲ天皇、日本国政府及其ノ後継者ノ為ニ約ス」

\*1945 年 10 月 25 日、同盟国中国戦区台湾省受降式(於台北)。受降代表・中国政府宣告:“この日を以て台湾及び澎湖列島は中国の版図に再び正式に入り、すべての土地、人民及び政事は中国の主権の下に入る。”

#### (「台湾問題」の由来・経緯)

\*1949 年、「アメリカと中国の関係」白書及びトルーマン大統領宛アチソン国務長官書簡は、中国内戦の結果を受け入れざるを得ないことを認める。

\*1950 年 6 月 27 日、(朝鮮戦争勃発を受けた)トルーマン声明:「台湾に対するいかなる攻撃をも阻止するよう、第 7 艦隊に命令した。」第 7 艦隊の台湾海峡進入と米第 13 航空隊の台湾進駐。

\*1954 年 12 月、米台共同防衛条約

\*1955 年 8 月~1970 年 2 月、136 回行われた中米大使級会談、台湾問題でいかなる進展も得られず。

\*1971 年 10 月、国連総会決議 2758: 中国の国連代表権回復と台湾当局「代表」追放。

\*1972 年 2 月、ニクソン訪中による上海共同声明:「米国は、台湾海峡の両側のすべての中国人が、中国はただ一つであり、台湾は中国の一部であると主張していることを認識している。米国政府は、この立場に異論をとらえない。」(英文:“The United States **acknowledges** that all Chinese on either side of the Taiwan Strait maintain there is but one China and that Taiwan is a part of China. The United States Government does not challenge that position.”。中文:“美国**认识到**, 在台湾海峡两边的所有中国人都认为只有一个中国, 台湾是中国的一部分。美国政府对这一立场不提出异议。”)

\*1978 年 12 月、米政府が中国提起の国交樹立 3 原則(台湾当局との断交、米台条約廃棄、撤兵)を受け入れた上での国交樹立共同声明。共同声明:「中国が唯一の合法政府であることを承認。その範囲の下で、アメリカ人民は台湾人民と文化、商務その他の民間関係を維持」(英文:“Within this context, the people of the United States will maintain cultural, commercial, and other unofficial relations with the people of Taiwan.”。)

\*1979 年 1 月 1 日、国交樹立。

\*1979 年 2 月、米議会「台湾関係法」成立、米大統領署名。米国内法の形式で中米共同声明及び国際法原則に反する多くの規定を設け、台湾向け武器輸出を継続。

\*1982 年 8 月 17 日、米中共同声明(8.17 コミュニケ):「米国政府は台湾への武器売却を長期的政策として実施するつもりはないこと、台湾に対する武器売却は質的にも量的にも米中外交関係樹立以降の数年に供与されたもののレベルを越えないこと、及び台湾に対する武器売却を次第に減らしていき一定期間のうちに最終的解決に導くつもりであることを表明する。」(中文:“它不寻求执行一项长期向台湾出售武器的政策, 它向台湾出售的武器在性能和数量上将不超过中美建交后近几年供应的水平, 它准备逐步

減少它对台湾的武器出售, 并经过一段时间导致最后的解决。”) しかし、その後もアメリカは台湾に対する武器輸出をくり返して今日に至る。

## ○香港

\*1842年8月29日、南京条約第3項:「今大皇帝准将香港一島给予大英国君主暨嗣后世袭主位者**當远据守主掌, 任便立法治理。**」

\*1981年12月、中共中央が1997年7月1日に香港回収(中国語:‘收回’)を決定、香港問題処理について、①1997年に必ず回収して主権行使を回復する、②主権行使回復の前提の下で香港の安定と繁栄を維持、という2原則を確定。

\*1982年9月、サッチャー首相訪中、1842年の条約の有効性を堅持し、香港の現状に重大な変更を加えれば甚大な影響が生まれると主張して、イギリスによる香港統治を主張。鄧小平:主権問題は議論でき問題ではない、「交渉のテーマは帰属問題だけ。仮にまったく話し合えないとしたら、中国は香港を回収する時間と方式を考えることになる」と突き放して、サッチャーの目論み(1842年不平等条約を新しい不平等条約に変える)をぶち壊す。

\*1984年12月19日、(22回の交渉の後)「香港問題に関する共同声明」。1997年7月1日に中国政府による主権行使回復を確認。署名後に鄧小平は、“破壊力がないなどはゆめゆめ思ふな。動乱が発生するならば、中央政府は関与することになる”と指摘。

\*1990年4月、全人代が1982年憲法の規定に基づき「中華人民共和国香港特別行政区基本法」制定。

\*1996年12月11日、董建華を初代行政長官に選出(12月16日に中央政府による正式任命)。

\*1997年6月30日、中英両政府による香港政権交接セレモニー。

## ○マカオ(澳門)

\*紀元前3世紀、秦始皇帝の中国統一時に中国領土に編入。

\*1513-1514年、最初のポルトガル人が現地住民との間で香料貿易開始。

\*1553年、ポルトガル人、明朝広東地方政府からマカオ居住権取得。

\*1623年、ポルトガル政府がポルトガル人を初代総督に委任。

\*1887年12月1日、ポルトガル政府と清朝政府が《中葡會議草約》及び40年期限の《中葡和好通商条約》締結。1928年の満期失効に際して、外交文書の手続を経て正式に占領。

\*1974年4月25日、ポルトガルで無血革命。新政府は非植民地化政策を取り、マカオを不法占拠したと承認、中国への返還を提起。当時は周恩来首相が、適当な交接条件が整っていないとして暫時現状維持を提起。

\*1984年10月3日、鄧小平が「一国二制」方針によるマカオ問題解決を公式提起。

\*1986年、両政府の4回の交渉。

\*1987年4月13日、両国首相が北京で共同声明及び2付属文書に署名、マカオ地区が中国領土であり、1999年12月20日に主権行使回復と定める。中国は一国二制を実施し、「高度自治、澳人治澳」の権利を保障。

\*1993年3月31日、全人代が「澳門特別行政区基本法」制定。1999年前はポルトガル管轄統治下の中国領土、主権は中国に属するとする。

\*1999年12月20日、両国元首立ち会いの下、第127代ポルトガル総督と初代行政区長官とによる交接式。翌21日、人民解放軍進駐、主権行使回復。

## (2) 「平和統一 一国二制」

「一国二制」という提起は、台湾との平和統一を目指す中国の一貫した努力の中から生まれました。重要な事実は、中国は「平和統一」の実現を目的とし、その手段として「一国二制」を提起していることです。私たち外部の者は、この重要なポイントを見忘れ、「一国二制」だけに関心を集中させてしまいます。しかし、「一国二制」というアイデア・提案はあくまでも台湾との平和統一実現を目指す中で打ち出されてきたということの重みは常に想起されるべきです。

なお、「一国二制」という提起そのものは鄧小平によるものですが、これから見るように、早くも 1960 年に毛沢東がその中心的内容を示しています。ここでは、これまでの一連の動きをまとめておきます。この一連の経緯からも、中国が台湾住民を巻き込む武力解放ではなく、平和的な台湾の祖国復帰を一貫して目指してきたことを理解することができます。

## ○経緯

\*1955 年 5 月、周恩来首相:「台湾問題解決には 2 種類の可能性がある。すなわち戦争の方式と平和の方式だ。中国人民は、可能な条件の下で、平和的な方式による台湾解放を勝ち取ることを望んでいる」。

\*1956 年 4 月、台湾問題に関して、毛沢東主席が“和為貴”“愛国一家”“愛国不分先後”等の政策的主張を提起。

\*1960 年 5 月、毛沢東主席、“台湾が祖国に復帰しさえすれば、外交は中央に統一しなければならないことを除き、軍政大権及び人事措置大権のすべては台湾当局の掌握に任せる”、と提起。中国の文献でも、この毛沢東発言は「平和統一 一国二制」のひな形(原型)と位置づけられている。

\*1970 年代末頃からの内外情勢の重要な変化:①中米国交樹立、②11 期 3 中全回による経済建設への工作中心移行、③兩岸、僑胞等の兩岸合作希望。

\*1979 年 1 月 1 日、全人代常務委員会「台湾同胞に告げる書」(注 1) 発表。新しい歴史的条件下における祖国平和統一のための大政方針と一連の政策主張を示す。

\*1979 年 1 月、鄧小平:「台湾が祖国に復帰しさえすれば、我々は当地の現実と現行制度を尊重する」。

\*1981 年 9 月 30 日、葉劍英委員長が正式に、大陸と台湾の平和統一実現に関する 9 条方針政策(「葉 9 条」)を発表:「国家統一実現後は、台湾は特別行政区として、高度の自治権を享有し、軍隊を保留することができる。中央政府は台湾の地方事務には関与しない。台湾の現行社会と経済制度は不変、生活形式も不変、外国との経済、文化関係も不変。」(注 2)

\* (1981 年 12 月、中共中央による香港回収決定。)

\*1982 年 1 月 11 日、鄧小平、葉劍英の上記発言について、これは實際上「一つの国家、二種類の制度」と指摘、はじめて「一つの国家、二種類の制度」という概念を提起。「一国」とは、国家主権が第一位であり、妥協譲歩の余地はないが、「二制」とは、台湾は資本主義をやり、大陸は社会主義をやるとするもの。この提起により、平和統一への新しい道筋が開かれた。

\*1982 年、全人代通過の憲法、特別行政区設立規定を設け、「一国二制」実施に法律的根拠を提供。

### (注 1)「台湾同胞に告げる書」

「台湾同胞に告げる書」は全部で 5 つあり、1950 年 2 月 28 日に大陸の台湾民主自治同盟が発表したのが最初。台湾解放の任務を提起。

第 2 回目は、1958 年 10 月 6 日、いわゆる 823 砲撃戦(第 2 次台湾海峡危機。金門砲撃戦)終了の翌日、毛沢東が執筆、彭德懷国防相名で発表した「中国国防部の台湾同胞に告げる書」。中国内戦は双方の交渉で平和的に解決するしかない、アメリカはいずれ去るしかなく、それは早いほうが良く、さもなければアメリカは常に受け身に立たされる、とする。同年 10 月 25 日と 11 月 1 日にも第二、第三の「告げる書」発出。

ちなみに、第一次台湾海峡危機は 1954 年—55 年。アメリカの台湾占領意図に対し、7 月の政治局会議で「必ず台湾を解放する」決定。第 7 艦隊の台湾海峡への出動に対して、9 月 3 日から金門砲撃。11 月からは国民党軍が占領していた浙江省海岸地帯を攻撃。アメリカは 1954 年 12 月 2 日に台湾と相互防衛条約を締結して対抗。中国は 1955 年 1 月に江山島、2 月に大陳島を相次いで占領。金門馬祖死守を主張する蒋介石と放棄やむなしとする米政権との矛盾を見届けた毛沢東、周恩来は、3 月 7 日付人民日報社説で外交的問題解決を主張。7 月、大使級会談開始に合意して危機解除。

1979 年の全人代常務委員会「告げる書」は第 5 回目に当たる。中日平和友好条約締結と中米関係正常化実現を挙げて世界的な「一つの中国」の流れを指摘、「統一問題解決に当たっては台湾の現状と台湾各界人士の意見を尊重し、情理にあった政策と方法を採用し、台湾人民に損失を被らせない」ことを確約。さらに具体的に、軍事対峙状態終結、双方の直接接触の手段としての通航通郵、経済一体化を促す経済交流を提起。

### (注 2)葉劍英「9 条方針」

- ① 両党対等交渉による第三次合作で祖国統一完成。
- ② 通郵、通商、通航、肉親訪問、旅行、学術文化体育交流のための取り決め達成。
- ③ 統一後は、台湾は特別行政区として高度の自治権を持ち、軍隊を保持でき、中央政府は台湾の地方事務に関与しない。
- ④ 台湾の現行の社会経済制度不変、生活方式不変、外国との経済文化関係不変。
- ⑤ 台湾当局及び各界人士が全国政政治機構の領導職務を担い、国家管理に参加することも可。
- ⑥ 台湾の地方財政が困難に見舞われる時は、中央政府による酌量補助も可。
- ⑦ 台湾の大陸定住希望者には適切な処遇を保証。
- ⑧ 台湾工商界人士による大陸投資を歓迎、合法的權益・利潤を保証。
- ⑨ 台湾各族人民、各界人士、民衆団体による国家大計に関する提案、協商を熱烈歓迎。

## ○「九二共識」

\* 1987 年末、38 年続いた兩岸隔絶状態を終える、最初の「肉親訪問」の台湾同胞が香港経由で大陸訪問。以後、様々な交流が進展。

\* 1990 年 11 月 21 日、台湾当局、「三不政策」(接触せず、妥協せず、交渉せず)を調整、兩岸関係の発展の需要に対応するため、財団法人「海峡交流基金会」を成立。

\* 1991 年 12 月 16 日、中共中央及び國務院の台湾弁公室、一つの中国原則堅持の下で基金会と交流し、事務的話し合いを行う民間団体「海峡兩岸關係協會」成立を推進。

\* 1992 年 3 月 22 日、協會と基金会が「兩岸公証文書使用」等問題で初の事務的協議。一つの中国原則問題に関して、台湾側は同原則を認めつつもいわゆる「対等な政治実体」の地位に固執、「台湾はもとより中国の一部であるが、大陸もまた中国の一部である」と主張。

\* 1992 年 10 月 12 日、江沢民総書記、「平和統一 一国二制」の方針に基づいて祖国統一を積極的に推進する、「国共両党が速やかに接触し、条件を作り出して兩岸の敵対状況を正式に終結し、平和統一の実現に向けて交渉を行いたい。協議には兩岸の他の政党、団体、各界代表人士の参加も可能」と提起。

\* 1992 年 10 月 28 日 - 30 日、協會と基金会が香港で一つの中国原則堅持を如何に表明するかを集中的に議論。協會(中国)の基本的立場:「兩岸交流中の具体的問題は中国の内部問題であり、一つの中国原則に基づいて解決、原則堅持の基本的態度さえ表明すれば、一つの中国の政治的含意については討論しなくても可、文字による表現方式については協議に応じる用意。」

\* 1992 年 11 月 3 日、基金会が協會宛に書簡、「口頭声明方式で一つの中国原則を表述する」ことを提案。16 日、協會が基金会に書簡、協會の口頭表述の要点:「海峡兩岸はともに一つの中国原則を堅持し、国家統一の実現に努力。しかし、兩岸の事務的協議においては「一つの中国」の政治的含意は取り上げない」。12 月 3 日、基金会の協會宛返簡、共識達成については異議を唱えず。以上の書簡の往復の中から、双方の共通認識は「海峡兩岸は一つの中国原則を等しく堅持し、国家の統一の実現に努力すること」であることを読みとることができる。こうして、「海峡兩岸は一つの中国原則を等しく堅持し、国家の統一の実現に努力する」(「海峡兩岸均坚持一个中国的原則 努力谋求国家的統一」)と口頭で(「以口頭方式」)述べる共通認識、すなわち「九二共識」(ただし、兩岸の事務的協議においては、「一つの中国」の政治的含意は取り上げない)を達成。その後、公正証書使用問題についても取り決め達成。ちなみに、「九二共識」という名詞を最初に提起したのは、2000 年 4 月、台湾大陸事務主管部門の責任者・蘇起。

## ○「汪辜会談」

\* 1993 年 4 月 27 日 - 30 日、「九二共識」の基礎の上で、協會会長・汪道涵と基金会董事長・辜振甫がシンガポールで正式会談(第 1 回汪辜会談)。最初の兩岸ハイ・レベル正式接触。和解に向けた「歴史的突破」、兩岸関係発展の重要里程碑。①兩岸の「求同存異 平等協商」原則に基づく良性インタラクションの基礎確立。②兩岸經貿文化交流を促進(貿易額:1992 年 740 億米ドル→1993 年 170 億米ドル。大陸向け投資で台湾は一躍第 2 位へ。)

\* 1995 年 1 月 30 日、江沢民主席講話、「平和統一 一国二制」思想の内容を詳述、兩岸関係発展及び祖国平和統一推進のプロセスに関する 8 項目の主張(「江 8 点」)を提起(注)。

\* 1995 年 6 月 7 日、李登輝のコーネル大学校友会出席、「二つの中国」「一中一台」分裂活動→大陸、

「台独勢力」に対する軍事演習。関係冷却・悪化。

- \* 1997年9月12日、江沢民総書記15回党大会報告、兩岸の政治会談早期開催呼びかけ、江8点を再提起、“一つの中国原則の下で、いかなる問題も議論できる、統一に有利な意見・提案はすべて提起できる”と強調。
- \* 1997年10月26日－11月3日、江沢民がクリントンの招請に応じて訪米。「建設的戦略パートナーシップ」樹立に努力することを確認。
- \* 1998年1月1日、江沢民、新年祝辞と全国政協新年茶会で「本年の統一工作の重点は台湾との政治協議開催」として、台湾が応じることを「鄭重に呼びかけ」。
- \* 1998年2月14日、協会の基金会宛て書簡、政治交渉手続問題での協議希望表明、同時に辜振甫の訪中を招請。李登輝当局の抵抗で前進せず。
- \* 1998年6月25日－7月3日、クリントンが江沢民の招請で国賓として訪中。台湾問題に関するアメリカのコミットメントを重ねて表明。
- \* 1998年10月14日、辜振甫の上海、北京訪問実現。江沢民総書記、銭其琛外相が会見。1949年以來でもっともハイ・レベルの対話。
- \* 1998年10月15日、辜振甫・汪道涵会談(第2回汪辜会談)。政治経済等各分野での対話を行うことを決定、責任者を含む相互訪問等の交流強化、同胞の生命財産安全に係わる事件に関する共助、辜振甫による汪道涵の台湾訪問招待、以上4点の共識達成。ただし、台湾側に熱意が欠けていたため、事態改善には結びつかず。
- \* 1999年7月9日、李登輝がドイツ・メディアとのインタビューで「二国論」発言。15日、国务院台湾事務弁公室の陳雲樹主任が接触交流対話の基礎はもはや存在しないと指摘。→協会と基金会の関係中断。

#### (注)「江8点」

- ①一つの中国原則堅持は平和統一実現の基礎・前提。「台独」及び分裂の言動すべてに断固反対。
- ②台湾が外国と民間の経済文化関係を発展させることには異議を持たず。しかし、台湾が「二つの中国」「一中一台」を目的とする「国際生存空間拡大」の活動を行うことには反対。
- ③「兩岸敵対状態の正式終了、平和統一の段階的実現」に関する交渉の再提案。さらに、その第一歩として、「一つの中国原則の下で、兩岸敵対状態の正式終了」についてまず交渉を行うことも提案。
- ④平和統一の実現に努力。武力行使放棄にコミットしないのは台湾同胞に向けたものではなく、外国勢力の干渉及び「台湾独立」に対するものである。
- ⑤兩岸経済交流・合作の発展。
- ⑥中華文化は平和統一実現の重要な基礎。兩岸は、その優秀な伝統を共同で継承し、発展するべきだ。
- ⑦台湾同胞の生活方式及び当家作主の願望を十分に尊重し、台湾同胞の正当權益すべてを十分に尊重。台湾各界人士の訪中歓迎。
- ⑧台湾当局の指導者の訪中を歓迎。我々も訪台招請を喜んで受け入れる。

#### ○馬英九「総統」時代の兩岸関係進展

- \* 2008年3月22日、馬英九「総統」選挙で勝利。2012年1月14日、再選。2016年5月20日、辞任。
  - \*\*馬英九当局の下で協会と基金会の関係回復。
  - \*\*2011年1月28日、馬英九、①兩岸は長い歴史的時間をかけて交流を深め、中華文化の智慧の導きの下で兩岸の争いを解決する方法を探し出す必要があるが、簡単なことではないので辛抱が必要、②大陸はすでに世界第2位の経済大国であり、台湾は実務的に向き合い、双方が受け入れられる協力の方式を見だし、台湾の実力を発揮することが台湾の大陸政策・兩岸関係の最重要目標、③兩岸人民はともに中華民族に属し、炎黄子孫であり、兩岸人民が永遠に再び戦争することがないことを望む、と発言。
  - \*\*2014年9月24日、馬英九、兩岸指導者の会見は大陸側が早くから提起し、その後一貫しているものであり、兩岸関係の平和的發展と兩岸同胞の福祉増進に役立つものである限り、「我々は積極的開放的立場である」と発言。また、両ドイツの歴史から学べる点があると指摘して1974年に西独が東独に「代表所」を開設したことを例示するとともに、北京と台北は「二つの国家」ではない点で両独と

は異なるとして、「一つのドイツ 二つの国家」方式は採用できず、しかし、「一つの国家の中」にあるわけでもないから、「史上前例のない関係」であると指摘。

\*2012年11月26日、中共中央台湾工作弁公室、國務院台湾事務弁公室、海峽兩岸關係協會が「九二共識」20周年座談会。

\*2015年11月7日、習近平・馬英九会談(於シンガポール)。

\*\*馬英九、兩岸の平和と繁榮の現状を維持するための5項目の主張を提起。①「九二共識」を強固にし、平和的現状を維持。②敵対状態を下げ、紛争を平和的に処理。③兩岸交流を拡大し、互利双贏を増進。④兩岸ホットラインを設置し、緊急問題を処理(國務院台湾事務弁公室と台灣大陸委員會のトップ間のホットライン設置を希望)。⑤兩岸が共同合作し、中華の振興に力を尽くす。

\*\*習近平、歴史の悲劇をくり返さず、また、新しい情勢の下で兩岸關係の新しい起点に立って、兩岸關係の平和的發展というパラダイムを提携して強固にし、中華民族復興を共同で実現することの重要性を強調して、4点の意見を提起。

第一、兩岸共同の政治的基礎を動揺させないことの堅持。(馬英九就任以来の)7年間の兩岸關係が平和的に發展し得てきたことのカギは、双方が「九二共識」を堅持し、「台独」に反対するという共同の政治的基礎を確立したことにある。「九二共識」の重要性は、一つの中国原則を体現し、兩岸關係の根本的性格を明確に定義していることにある。すなわち、大陸と台灣は共に一つの中国に属し、兩岸關係は国と国との關係ではなく、「一中一台」でもない、ということだ。「九二共識」という歴史的事実を承認する限り、我々は台灣のいかなる党派、団体とも交流することを願っている。

第二、兩岸關係の平和的發展を強固にすることの堅持。2008年以後(浅井・馬英九就任以来)、兩岸關係は平和的發展の道を歩み始め、1949年以來で最良の時期にある。兩岸關係はもはやかつての激烈な衝突、尖鋭な対抗という敵対状況にはない。兩岸ホットライン設置は、適時な意思疎通、誤断回避、緊急問題処理に有利だ。兩岸主管部門の責任者から始めることができる。

台灣同胞が持っている国際活動への参加への関心を理解し、関連問題の解決を重視し、推進してきた。「二つの中国」「一中一台」を作り出すものでない限り、実務的協議を通じて情理に合った処理を行うことができる。

兩岸關係の平和的發展に対する最大の現実的脅威は「台独」勢力及びその分裂活動だ。兩岸同胞は団結一致し、断固反対するべきだ。

第三、兩岸同胞の福祉を図ることの堅持。まずは、大陸發展のチャンスを台灣同胞と分かち合いたい。「一带一路」建設への参加を歓迎し、アジア投資開發銀行への適切な方式での参加も歓迎する。

第四、中華民族復興の実現を堅持。

\*\*双方は、2008年以來達成された兩岸關係の平和的發展の成果を肯定。双方は、「九二共識」を引き続き堅持し、共同の政治的基礎を強固にし、兩岸關係の平和的發展を推進し、台灣海峽の平和と安定を維持し、意思疎通と対話を強化し、兩岸交流を拡大し、互いの合作を深化させ、互利共贏を実現し、兩岸民衆に福をもたらし、手を携えて協力し、中華振興と民族復興に力を尽くすべきであると考え。

\*2016年の民進党・蔡英文「当局」登場で再び關係断絶し、今日に至る。

## 2. 香港に対する「一国二制」の適用

### (1) 中英「香港問題に関する共同声明」

1984年12月19日、訪中したサッチャー首相と趙紫陽首相が共同声明に署名。共同声明は、1997年7月1日に中国政府が香港に対する主權行使を回復し、イギリス政府はその日を以て中国に香港を返還することを宣言。

#### ○共同声明

\*中国政府声明:香港回収は中国善人民の共通の願望であり、中国政府は1997年7月1日に香港に対する主權行使を回復する(第1項)。

- \* イギリス政府声明: 連合王国政府は、1997年7月1日に香港を中国に返還する(第2項)。
- \* 中国政府は、中国の香港に対する基本方針が以下のとおりであることを声明(第3項)。
  - \*\* 中国憲法第31条に基づき、香港特別行政区を設置。
  - \*\* 特別行政区は中国政府の直轄。外交国防事務が中国政府の管理に属することを除き、特別行政区は高度の自治権を有する。
  - \*\* 特別行政区は、行政管理権、立法権、独立した司法権及び終審権を有する。
  - \*\* 特別行政区政府は現地人で構成する。行政長官は現地で選挙または協議を通じて選出し、中央政府が任命する。
  - \*\* 香港の現行社会、経済制度は変更せず、生活方式も変更しない。特別行政区は、法律に基づき、人身、言論、出版、集会、結社、旅行、移動、通信、ストライキ、職業選択と学術研究及び宗教信仰の各項について権利と自由を保障する。私人の財産、企業の所有権、合法的継承権及び外来投資は等しく法律の保護を受ける。
  - \*\* 特別行政区は単独で、「中国香港」の名義で各国、各地区及び関係国際組織と、経済文化関係を維持し発展し、関連協定を締結することができる。
  - \*\* 特別行政区の社会治安は特別行政区政府が維持する責任を持つ。
  - \*\* 中国の上述の基本方針政策及び付属一(中国政府の香港に対する基本方針政策の具体的説明)について、全人代は特別行政区基本法によって定め、かつ、50年間は変更しない。

### ○付属一

- \* 中国憲法第31条(「国家は必要な時に特別行政区を設置する。特別行政区内で実行する制度の具体的状況は全人代が法律で定める。」)に基づき、主権行使回復時に特別行政区を設置する。全人代は特別行政区基本法において、特別行政区成立後は社会主義制度・政策を実行せず、現有の資本主義制度と生活方式を維持し、50年間変更しないことを定める。(第1項)
- \* 特別行政区の立法権は特別行政区立法機関に属する。(第2項)
- \* 特別行政区裁判所が終審権を有することに基づく変化を除き、香港で実行する司法体制は現有体制を維持する。(第3項)
- \* 特別行政区は現行の資本主義制度と貿易制度を維持する。(第6項)
- \* 特別行政区の社会治安は行政区政府が責任を持って維持する。中央政府が派遣する部隊は内部事務に関与せず、駐軍費用は中央政府が負担する。(第12項)
- \* 行政区政府は、法律に基づき居民その他の人の権利と自由を保障する。特別行政区政府は、現行法律が規定する権利と自由(人身、言論、出版、集会、結社、労働組合の組織及び参加、通信、旅行、移動、ストライキ、職業選択、学術研究及び信仰の自由、住宅の不可侵、婚姻の自由並びに自発的生育の権利を含む)を維持する。国際人権 b 規約及び a 規約で香港に適用される規定は引き続き効力を有する。(第12項)

## (2) 香港特別行政区基本法第23条問題

### ○特別行政区基本法

- \* 第二章 中央と特別行政区の関係
  - 第23条: 特別行政区は以下の行動を、自ら立法して禁止するべきである。
    - \*\* 国家反逆、国家分裂、反乱煽動、中央政府転覆及び国家機密盗取の行動
    - \*\* 外国の政治的組織または団体が特別行政区で政治活動を行うこと
    - \*\* 特別行政区の政治的組織または団体が外国の政治的組織または団体と関係を樹立すること
- \* 第三章 居民の基本的権利及び義務
  - \*\* 第42条: 香港の居民及び在香港のその他の人は、特別行政区が実行する法律を遵守する義務を負う。

### ○「民主化運動」と基本法第23条

(注)李曉兵「香港特区は何故に第 23 条立法を 23 年間完成できないできたのか」(『今日中国』2020 年 5 月 23 日。李曉兵は南開大学法学院副教授、台港澳法研究センター執行主任)に基づく。

基本法第 23 条は、国家の安全に危害を及ぼす 7 種類の行為について、香港特別行政区政府が自ら立法して禁止することを要求している。香港政府(董建華長官)は、祖国復帰 5 周年に当たる 2002 年、第 23 条立法工作を積極的に推進した。これに対して、香港の反対勢力が米英の反中勢力及び「台独」政治勢力等と積極的に連絡を取り合い、「23 条立法」反対、「脱中国化」の活動を起こすことを計画した。アメリカの右翼組織ニュー・アメリカン・センチュリー・プロジェクトはホワイトハウスに対する公開書簡活動を起こし、アメリカ政府が「23 条立法」活動に関与することを要求した。世界の多くの反中団体は同年 12 月 4 日にワシントンで「世界 23 条立法反対連盟」を成立した。台湾島内では、李登輝が画策し、自らが董事長を務める台独団体「群策会」主催のシンポジウム「一国二制下の香港」への香港の政治的人物の参加を招請し、また、「香港は独立主権国家となることを勝ち取るべきであり、中国と香港は二つの異なる独立主権国家である」と公然と提起した。

2003 年 2 月 14 日、基本法第 23 条を実施するための《国家安全(立法条文)条例草案》が発表された。その後、行政長官の指示の下で立法会に提出され、一読及び二読が行われた。ところが、その立法工作が最終段階に入った 2003 年 6 月 6 日、米議会両院の指導者が米政府に対して同立法を阻止するための国家安全立法を行うことを促し、さらに大統領と國務長官が中国指導者と会談を行って中国が立法を撤回することを促すべきだとする提案を行った。さらにまた、米下院は香港特別区が 23 条立法草案を撤回することを要求する決議を採択して、中国内政に属する香港の内部問題に公然と干渉した。2003 年 7 月 1 日、香港の反対派と「世界 23 条立法反対連盟」は連係して 50 万人が参加する「香港七一デモ」を引き起こした。

この情勢に直面した香港政府は、利害得失を総合的に判断した上で、立法を延期することは争いをずるずると引き延ばせるだけで、社会の不安定要因を増大し、香港の経済社会の発展にとっても不利益になるとして、23 条立法は延期することはできないと判断した。7 月 5 日、董建華長官は同条立法問題に関して談話を発表し、23 条立法は国家の尊厳及び民族の榮辱に係わる大問題であり、国家の安全を擁護することは「一国二制、港人治港」成功の前提、香港と内地の良好な関係を維持する要素、香港経済振興の基本条件であるとともに香港の長期的利益を保障するために必要な任務であると指摘した。しかも、1 年近い広範な討論と諮問を経て、香港政府は市民の様々な意見と提案を十分に吸収した上で草案に対して修正も行ってきた。しかし、行政長官の最高諮問機関である行政會議(特別會議)は、さらに社会の修正意見を踏まえて再度条文を修正することで一部市民の疑問を解消することを決定した。かくして草案は 7 月 9 日に立法会に提出され、二読及び三読を行うこととした。

しかるに、二読を行う前日の 7 月 6 日、これまで一貫して方案を支持してきた自由党主席の田北俊が突然に二読不支持を宣言し、しかも行政會議メンバーの職を辞任してしまった。自由党の支持がないと草案通過に必要な支持議員数が確保できなくなるため、7 月 7 日、董建華長官は声明を発表、今後さらに市民に修正案内容を説明するとして二読を延期した。さらに 9 月 5 日、董建華長官は草案撤回の表明に追い込まれ、立法工作を再検討すること、コンセンサスが得られた段階で改めて立法を起動すること、そして立法問題についてはタイム・テーブルがないことを表明するに至った。こうして、1 年以上にわたった 23 条立法工作は水泡に帰し、何の結果もないままに終わってしまった。以上の経緯を受けて国家安全立法は香港における敏感な立法問題となり、香港の政府、社会を挙げての「タブー」と化し、その後の歴代政府はこの問題で極端に自制的になってしまった。

しかも、国家分裂の「港独」の思想と行動は香港社会に不断にまん延し、「一国二制」実践は次から次へと続くリスクと挑戦に見舞われることとなった。近年では、2014 年 9 月 28 日-12 月 15 日に起こった、復帰以来の最大の群衆事件とされる、79 日に及ぶ「中環(セントラル)占領」事件、2016 年の旧正月(春節)期間中に起こった「旺角(ウオンゴ、モンコック)暴乱」、さらには 2019 年の《逃亡犯条例》及び《刑事互助事案条例》の修正問題をきっかけとして起こった「反修例」デモなどにより、香港はガヴァナンス・クライシス、立憲制クライシスにたびたび見舞われることとなった。香港内部の過激政治勢力と外部政治勢力はますます連係結託を深め、国家の安全を脅かす活動は激しさを増すばかりとなっていた。香港は外部敵対勢力と中国とがくり返し争う前線と化し、香港のガヴァナンス問題が中国に対する外交的圧力行使の材

料と化し、中国外交は守勢に立たされる局面となった。特に、香港内部の過激勢力と台独勢力とが共闘することで、反中の両翼が外部敵対勢力と結託して中国と正面衝突する事態を生み出し、中国の国家主権に対する深刻な脅威、挑戦となった。

以上の事態を解決するべく、2020年5月22日に招集された13期全人代第3回会議は、特別行政区を健全化し、国家安全の法律制度及び執行メカニズムを擁護するための「決定」を審議することとなった。その目的は、中央が発想を転換し、全人代の決定を通じて香港の「国家安全立法」工作を起動し、国家レベルで香港の国家安全に関する法律制度及び執行メカニズムを確立し、健全化することにある。これにより、香港が過去23年間完成できなかった23条立法を実現する道が開かれた。

### 3. 台湾に対する「一国二制」の適用方針

#### (1)「台湾問題と中国統一」白書（中華人民共和国国務院新聞弁公室 1993年8月）

#### 三 中国政府の台湾問題解決の基本方針(関係部分)

「平和統一 一国二制」は中国政府の長期不変の基本国策である。この方針の基本点は次のとおり。

第一、一つの中国。中国の不可分の一部であるという台湾の地位は確定しており、変更できず、「自決」という問題は存在しない。

第二、二制併存。一つの中国の前提下で、大陸の社会主義制度と台湾の資本主義制度は長期共存し、共同発展する。これは、台湾の現状及び台湾同胞の実際の利益に対する考慮に基づくものであり、統一後の中国国家体制の一大特色、重要な創造となる。

第三、高度の自治。統一後の台湾は特別行政区となる。他の一般の省区と異なり、高度の自治権を有する。特別行政区は、台湾の行政管理権、立法権、独立の司法権と終審権を有する。党政軍経財等の事項についてはすべて自ら管理する。商務、文化等の協定を外国と締結することができ、一定の外事権を有する。自らの軍隊を持ち、大陸は軍隊を派遣せず、駐台行政人員も派遣しない。特別行政区政府及び台湾各界代表人士は、国家政権機構の領導職務に就き、全国事務の管理に参加することができる。

第四、平和交渉。接触交渉を通じて、平和的方式で国家統一を実現することは中国人すべての共同の願望である。中国の主権及び領土保全が分裂され、戦火を交え、骨肉相食むことになるのは、兩岸同胞すべてにとっての最大の不幸である。平和的統一は全民族の大団結、台湾社会経済の安定と発展、全中国の振興と富強に有利である。

敵対状態を終了し、平和統一を実現するため、兩岸は可及的速やかに接触し、交渉するべきだ。一つの中国原則のもとであれば、いかなる問題(交渉方式、参加する党派、団体、各界代表人士、その他台湾側が関心を有する一切の問題を含む)も話し合うことができる。兩岸が席について話し合いさえすれば、双方が受け入れることができる方法は必ず探し出すことができる。

兩岸の現実的状況に鑑み、中国政府は、統一実現の前に、相互尊重、互補互利の原則に基づき、積極的に兩岸の経済合作及び様々な交流を推進し、直接の通郵、通商、通航及び双方向交流を進め、国家平和統一のための条件を創出することを主張する。

平和統一是中国政府の既定方針である。しかし、いかなる主権国家も自らが必要と考えるすべての手段(軍事手段を含む)を取ることによって自国の主権と領土保全を擁護する権利を有する。中国政府は、いかなる方式によって自国の内部問題を処理するかに関しては、いかなる外国または中国分裂を図るものに対しても約束を行う義務はない。

さらに指摘する必要があるのは、台湾問題は純粹に中国の内政であり、第二次大戦後に国際的取り決めで形成されたドイツ問題及び朝鮮問題とは異なるということである。したがって、台湾問題をドイツ、朝鮮問題と同日に論じることはできない。中国政府は一貫して、ドイツ問題、朝鮮問題を処理する方法で台湾問題を処理することに反対である。台湾問題は、兩岸の協議を通じて、一つの中国の枠組みの元手合理的に解決するべきであり、また、そうすることができる。」

#### 五 国際関係中の台湾に係わるいくつかの問題

○国際組織と台湾の関係 一つの中国原則堅持という前提のもとでのみ、国際組織の性質、章程の規定

及び実際の状況に基づき、中国政府が同意し、受け入れる一定の方式によって、台湾が当該国際組織の活動に参加する問題を処理することを考慮することができる。

国連システムのすべての組織は主権国家代表が参加する政府間組織であり、台湾が再加入するという問題はまったく存在しない。その他の政府間国際組織も、原則的に台湾は参加する権利がない。アジア開発銀行(ADB)、アジア太平洋経済協力(APEC)などの地域的経済組織に関しては、台湾の加入は、中国政府と関係方面が達成した取り決めまたは了解に基づき、かつ、中国が主権国家として参加することを明確に規定し、台湾に関しては、中国の地域として、「中国台北」(ADBではTAIPEI, CHINA APECではCHINESE TAIPEI)の名称で活動に参加する。この方式は特別の取り決めであり、他の政府間国際組織及び国際活動が見習う「モデル」となってはならない。民間的性質の国際組織においては、中国の相応する組織と関係方面が取り決めまたは了解を達成し、中国の全国的組織が中国の主義で参加する状況の下、台湾の相応する組織は「中国台北」(TAIPEI, CHINA)または「中国台湾」(TAIWN, CHINA)の名称で参加することができる。

○(通航問題については、ナショナル・フラッグの航空会社は不可、民間航空会社に関しては中国政府の同意を経ることを条件にして可。武器輸出は不可。)

## (2) 習近平: 两岸関係の平和的發展を促進し、祖国の統一を実現することに関する5つの主張

### ○習近平: 「5つの主張」

2019年1月2日、習近平は「台湾同胞に告げる書」発表40周年記念会で講話を行い、「平和統一 一国二制」に関して5つの主張を行いました。その部分は大要以下のとおりです。

#### \* 第一、民族復興を推進し、平和統一の目標を実現する。

台湾の前途は国家統一にあり、台湾同胞の福祉は民族復興に係っている。两岸関係の平和な發展は、两岸の平和を維持し、两岸の共同發展を促進し、两岸同胞に福をもたらす正しい道である。两岸関係の平和的發展は两岸同胞が共同で推進するべきであり、两岸同胞の共同の擁護にかかっており、两岸同胞が共同で分かち合うべきである。チャイナ・ドリームは两岸同胞の共同の夢であり、民族が復興し、国家が強勢になってはじめて、两岸中国人は豊かで麗しい生活を過ごすことができるようになる。中華民族が偉大な復興に向けて歩むプロセスにおいて、台湾同胞が欠席することはもちろんあり得ない。两岸同胞は民族復興の責任を共に担い、民族復興の榮譽を共に受けるべきである。台湾問題は民族が弱く乱れていたために生まれたのであり、民族復興とともに終結するに違いない。

#### \* 第二、「二制」の台湾方案を探求し、平和統一の実践を豊富にする。

「平和統一 一国二制」は国家統一実現の最良な方法であり、中華の智慧を體現し、台湾の現実状況を十分に考慮すると共に、統一後の台湾の長治久安にも有利なものである。「一国二制」の提起自体、もともと台湾の現実の状況を考慮し、台湾同胞の利益と福祉を守るためだった。台湾における具体的な実現形式については、台湾の現実の状況を十分に考慮し、两岸各界の意見と提案を十分に吸収し、台湾同胞の利益と感情を十分に配慮する。国家の主権、安全及び發展利益を確保する前提のもとで、平和統一後は、台湾同胞の社会制度及び生活方式は十分な尊重が得られ、台湾同胞の私人財産、宗教信仰、合法權益は十分な保障が得られる。

两岸同胞は一 가족であり、两岸のことは两岸同胞の家の中のことであり、当然にまた家の中で話し合いながら進めるべきである。平和統一は平等協商、共議統一である。两岸で長期にわたって存在する政治的な違いの問題は两岸関係の行穩致遠に影響する根っこの問題であり、代々にわたって受け継がれていってはならない。两岸双方は、民族と後世に対して責任を負う態度に基づき、智慧を集め、創意を發揮し、速やかに政治対立を解決し、台湾海峡の持久平和を実現し、国家統一の願いを達成し、我々の子々孫々が祥和、安寧、繁榮、尊嚴の共同のプロセスの中で生活、成長できるようにするべきである。

一つの中国原則の基礎の上では、台湾のいかなる政党、団体が我々と交流するのにも何の障害も存在しない。対抗を対話に置き換え、鬭争を合作に取りかえ、ゼロ・サムをウィンウィンに置き換えることによってのみ、两岸関係の行穩致遠が可能となる。我々は、台湾各党派、団体及び人士と两岸政治問題及び祖国平和統一推進にかかわる問題について対話と意思疎通を繰り広げ、社会共識を探求し、

政治交渉を推進することを願っている。

我々は、「九二共識」堅持、「台独」反対という共同の政治的基礎の上で、兩岸の各政党、各界が推挙する代表的な人物が、兩岸関係及び民族の将来について広範で深みのある民主協商を繰り広げ、兩岸関係の平和的發展について制度的な取り決めを推進することを鄭重に提案する。

**\* 第三、一つの中国原則を堅持し、平和統一の未来図を擁護する。**

広範な台湾同胞は我々の骨肉の身内である。我々は台湾人民に希望を寄せる方針を堅持し、一貫して台湾同胞を尊重し、思いやり、台湾同胞と団結し、台湾同胞に頼り、全身全霊で台湾同胞のために物事を行っていく。台湾同胞は、党派、宗教、階層、軍民、地域の別なく、「台独」が台湾に深刻な害をもたらすだけであることを見極め、「台独」の分裂に断固反対し、平和統一の明るい未来を共同で追求するべきである。我々は平和統一のためには広々とした空間を作り出すことを願っているが、様々な形の「台独」分裂活動に対してはいかなる空間も残さない。

中国人は中国人とは戦わない。我々は最大限の誠意をもって平和統一の未来を勝ち取るために最大限努力することを願っている。なぜならば、平和的方式で統一を実現することは兩岸同胞及び全民族にとってもっとも有利だからである。我々は武力行使の放棄を約束せず、すべての必要な措置を取る選択肢を保留する。そうするのは、外部勢力の干渉と「台独」分裂分子及びその分裂活動に対するものであって、絶対に台湾同胞に向けたものではない。

**\* 第四、兩岸の融合發展を深化させ、平和統一の基礎を突き固める。**

我々は台湾同胞に対しては一視同仁であり、今後も引き続き真っ先に台湾同胞と大陸の發展のチャンスに分け合い、台湾同胞と台湾企業に同等の待遇を提供し、皆さんにさらなる成果が得られるようにする。強大な祖国の後ろ盾があることにより、台湾同胞の民生福祉はさらに良くなり、發展の空間はさらに大きくなり、国際的に強力な後ろ盾を得て自信が深まり、より安全になり、より尊厳を備えることになる。

我々は、兩岸經濟協力の制度化を積極的に推進し、兩岸共同市場を作り出し、發展に動力を増やし、合作に活力を添えて、中華民族經濟を壮大にするべきである。兩岸は、經貿合作、インフラ聯通、エネルギー資源互通、業界規格共通化を高めるべきであり、まずは金門馬祖と福建沿岸地域間の通水、通電、通気、通橋を実現することができる。兩岸の文化教育、医療衛生の合作、社会保障と公共資源の共有を推進し、兩岸近隣あるいは条件に合う地域における公共サービスの均等化、普遍化、利便化を支持するべきである。

**\* 第五、同胞の心と心の結びつき(中国語: ‘心靈契合’)を実現し、平和統一への賛同を増進する。**

兩岸同胞は同根同源、同文同種であり、中華文化は兩岸同胞の心靈の大動脈そして拠り所である。兩岸同胞は中華の優秀な傳統文化を共同で継承し、その創造的轉化、創造的發展を推進するべきである。兩岸同胞は、正しい歴史觀、民族觀、國家觀によってこれからの世代を化育し、偉大な民族精神を發揚するべきである。國家の統一を支持し、追求することは民族の大義であり、全民族の肯定を得るべきである。我々は、すべての台湾同胞が自らの目を大切にするように平和を大切にし、人生の幸福を追求するように統一を追求し、祖国の平和統一を推進する正義の事業に積極的に参与することを心から希望する。

國家の希望、民族の未来は青年にある。兩岸青年は重責を担い、団結し、手を携えて奮闘するべきである。我々は、台湾青年が祖国大陸に来て、夢を追い、夢を築き、夢を成就することを熱烈に歓迎する。兩岸青年は誠心誠意団結し、携手同心で民族のために未来を創造するべきである。

## ○解説

習近平の「5つの主張」に関しては、その意義・内容について、中国専門家による解説が行われています。その中から、私が納得した2つの文章によって習近平の「5つの主張」の意義を考えていきたいと思います。

### <王建民「台湾「二制」方案の探索 兩岸平和統一新プロセス始動」(2019年1月18日 中国台湾網)>

\* 王建民は中国社会科学院台湾研究所研究院、福建閩南師範大学兩岸一家研究院名譽院長

1979年1月1日の全人代常務委員会「台湾同胞に告げる書」発表以来、中共中央は一步一步「平和統一 一国二制」の大政方針を形成し、確立してきた。「一国二制」はまず香港とマカオで実行された。では、

統一後の台湾ではいかなる政治社会制度及びガバナンス・モデルが実現するのか。香港及びマカオと同じガバナンス・モデルが実行されるのか。

台湾問題と香港・マカオ問題とは、問題形成の背景、回復・統一の対象及び時代背景などがまったく異なる。習近平は、香港・マカオでの経験と两岸関係の具体的発展状況等を踏まえ、「台湾「二制」方案を採求し、平和統一の実践を豊富にする」という主張を提起した。この主張は、党・国家の領導者による最初の正式な台湾「一国二制」方案の探索・研究提起であり、これによって、これまでの民間での議論から国家戦略の次元にまで高められた。

習近平の台湾「一国二制」方案には 2 つの基本原則がある。一つは台湾の現実状況を十分に考慮すること、もう一つは「統一後の台湾の長治久安に有利であること」である。つまり、中央は、統一過程・方式において台湾の現実及び特殊な状況を考慮するだけでなく、統一後の台湾における効果的なガバナンス、長治久安という問題をも考慮するということであり、統一後の台湾に間違いが起こってはならず、ましてや国家そのものの安全と発展を損なうことがあってはならないということである。ここには、香港返還後の深刻な教訓がある。すなわち、国家に対する認識における対立が起こり、「港独」思潮が巻き起こって香港の繁栄と安定に影響したという教訓だ。習近平が「統一後の台湾の長治久安」問題を特に強調した所以である。

留意すべきは、習近平が「探索」という言葉を用いたことだ。すなわち、台湾「一国二制」方案あるいは台湾モデルにはまだ最終的に固まった案がなく、現在はまだ一つの政治主張であって、两岸各界の意見と提案を聞き、集思広益、共同思考により、広範な討議・対話、平等協商、政治交渉などの手段を通じて実現すべきものだという意味が込められている。

我々は、台湾問題は極めて複雑であり、平和統一の道のりは極めて難しいことを冷静に認識しなければならない。两岸の政治交渉を行い、平和統一案をともに協議することは、長期にわたる困難に満ちたプロセスであり、短期間で実現できるものではない。40 年前に「台湾同胞に告げる書」が提起した两岸の通郵、通航、通商は 30 年の時間をかけて 2009 年にやっと基本的にも実現した。難易度がさらに高い两岸の政治協商・交渉を行い、平和統一、「一国二制」を実現する上での困難はさらに大きく、挑戦はさらに多く、たゆまぬ努力を必要とする。

#### <朱衛東「台湾「二制」方案の積極的探求 平和統一の実践を不断に豊富にする」(2020 年 1 月 6 日 人民網)>

\*朱衛東は中国社会科学院台湾研究所副所長

一 効能:台湾「二制」方案は優れて中国の特色を持つ、两岸が承諾できる統一方案である。

「一国二制」は決してその場しのぎの案ではない。習近平が強調するとおり、「国家統一実現の最良な方法」である。19 回党大会報告も基本方略の中に組み込んでいる。19 期 4 中全会決定は、「一国二制」が祖国平和統一の重要な制度であり、中国の特色ある社会主義の一大壮挙だと強調している。外部世界は大陸の決意を疑ういかなる理由もない。

二 枠組み:台湾「二制」方案の骨組みと内容は、不断に充実し、改善していく必要がある。

「平和統一、一国二制」構築の国家統一工程は、两岸各界が実践において共同で創造し、擁護し、改善していく必要がある。国家主権を確保する前提のもと、統一後の台湾「二制」方案に関しては大きな弾力的空間があり、平等協商、協議統一を通じて、两岸は必ずや双方がともに受け入れることができる「一国二制台湾モデル」を創造することができる。

三 原則:「一国」と「二制」の弁証関係を正確に認識し、適切に処理する。

「二制」は「一国」に従属し、そこから派生し、しかもその中に統一される。「一国二制」制度システムを貫いているのは原則性と柔軟性との有機的統一であり、「一国」と「二制」は互いに補完し合う関係である。「一国」の前提のもとで、「二制」が長期に共存し、共同で発展し、いずれもが相手のみ込まない。「一国」と「二制」の弁証関係を正確に把握し処理することは、「一国二制」の精髓を反映し、統一後の台湾の長治久安に対する制度的保障となる。

四 創造:两岸の平和発展に関する制度的アレンジ推進

戦略的高みから两岸関係の平和的発展の制度化プロセスを推進することは、今や两岸が回避できない重大な現実問題となっている。制度的アレンジという概念は広範で抽象的であり、それは两岸双方が共

同で受け入れるものであることを十分に考慮し、名称、内容等に関しては双方が協商、交渉を通じてのみ達成できるものである。